

京都市訓令甲第 7 号

庁 中 一 般

区 役 所

事 業 所

京都市行政資料管理規程の一部を次のように改正する。

平成 28 年 3 月 31 日

京都市長 門 川 大 作

第 6 条第 1 項各号列記以外の部分及び第 7 条中「総合企画局市民協働・国際化・情報化担当局長」を「総合企画局プロジェクト・国際化・情報化担当局長」に改める。

附 則

この訓令は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(総合企画局総合政策室)